

Financial Services Tax News

Financial Services Tax Group

July 2007

私たち税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、全世界149カ国に14万人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約480人のスタッフから成る専門家集団であり、そのうち約100名が金融部に所属しています。

PwCのグローバルネットワークの価値を最大限に活用しつつ、日本を拠点として世界を舞台に事業展開される企業にValue for Moneyとしてご満足をいただけるサービスを提供することが私たちの理念です。

本Tax Newsでご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用またはより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

**税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース
金融部**

〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2007 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または、プライスウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

出向者に対する役員給与の取扱い

平成18年度税制改正および平成19年度税制改正で見直された役員給与に関連して、出向先法人において役員となっている出向者について出向先法人が出向元法人に支出する給与負担金の取扱いが、本年3月の法人税基本通達の改正により明確化されました。

本ニュースレターでは、法人税基本通達の改正により明らかとなった出向者に対する役員給与の取扱いについて、その概要をご紹介します。

1. 改正前法人税基本通達の概要

改正前の法人税基本通達では、出向先法人が役員である出向者について出向元法人に支出する給与負担金について、その給与負担金が報酬または賞与のいずれかに該当するかは、出向元法人がその出向者に対して支給した給与が定期の報酬に該当するかもしれないか臨時の賞与に該当するかにより区分することとされていました。

2. 改正後法人税基本通達の概要

改正後の法人税基本通達では、出向者が出向先法人において役員となっている場合において、次のいずれにも該当するときは、出向先法人が支出する当該役員にかかる給与負担金の支出を出向先法人における当該役員に対する給与の支給とし、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与につき損金算入の判定を行うものとされました。

出向先法人において役員となっている出向者にかかる給与負担金の額につき、出向先法人の株主総会、社員総会またはこれらに準ずるものの決議がされていること

出向契約等において、その出向者にかかる出向期間および給与負担金の額があらかじめ定められていること

なお、上記の適用を受ける給与負担金について、事前確定届出給与の適用を受ける場合には、出向先法人が事前確定届出給与としての届出を行うものとされました。

また、従前のとおり、出向先法人が給与負担金として支出した金額が、出向元法人が出向者に対して支給する給与の額を超える場合には、その超える部分の金額については出向先法人において給与負担金としての性格はないものとして取扱われます。

3. 出向先法人が支出する給与負担金にかかる役員給与の取扱いに関する経過措置

平成18年4月1日から平成19年3月31日までに開始する事業年度とその事業年度終了の日の翌日から同日以後に行われる役員給与の改定までの期間(同日から3月を経過する日(保険会社にあつては、4月を経過する日)までの期間に限る)に支出した給与負担金の額については、次の経過措置が認められています。

出向先法人が出向元法人に支出する給与負担金の額につき、出向先法人の株主総会、社員総会またはこれらに準ずるものの決議がされていない場合であっても、出向契約等で出向期間および給与負担金の額があらかじめ定められているのであれば、改正後の法人税基本通達の要件を満たすものとされ、同通達の取扱いによることができるものとされます。

出向先法人が出向元法人に支出する給与負担金の額につき、出向先法人の株主総会、社員総会またはこれらに準ずるものの決議がされておらず、また、出向契約等で出向期間および給与負担金の額があらかじめ定められていない場合であっても、改正前の法人税基本通達の取扱いにより報酬とされるものの額については、定期同額給与に該当するものとされます。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡下さい。

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	マネージング・ダイレクター	マーク・リム	03-5251-2867
シニア・マネージャー	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
マネージャー	斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	ギーター・ラム	03-5251-2846	geeta.r.ram@jp.pwc.com
	遠山壮一	03-5251-6212	soichi.toyama@jp.pwc.com
野中貴史	03-5251-2417	takashi.nonaka@jp.pwc.com	